

大田区景観審議会専門部会設置要綱

令和5年9月26日
5ま計発第10716号

(設置)

第1条 この要綱は、大田区景観条例（平成25年3月15日条例第16号）第24条第1項の規定により設置する大田区景観審議会（以下「審議会」という。）が調査審議する事項に関し、専門的かつ効果的な調査検討をすることを目的として、審議会に専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、審議会の所掌事項のうち、審議会が必要と認める事項について、専門的見地から調査検討する。

(構成)

第3条 専門部会は、審議会委員のうち、審議会会長が指名する委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選による。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が部会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 専門部会は、部会長が招集し、定期又は随時に開催する。ただし、やむを得ない理由により、部会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。